

日高市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札書の提出を郵送の方法により行う指名競争入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の対象)

第2条 郵便入札は、災害その他の事情により市長が必要と認める場合に行う。

(指名通知)

第3条 郵便入札を実施するときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の12第2項の規定による通知（以下「指名通知」という。）において、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 郵便入札の指定

(2) 入札書の提出方法

(3) 入札書の到達期限

(4) 入札書の送付先

(5) この要領の規定に反して提出された入札書を無効とする旨

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(仕様書等の送付)

第4条 郵便入札に係る仕様書、図面、資料その他必要な書類は、指名通知に添付して、電子メール又は郵送の方法により送付するものとする。

(入札書等の郵送方法等)

第5条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札書その他指名通知で指定する書類（以下「入札書等」という。）を、第3条第3号の到達期限（第13条第1項の規定により入札を延期したときは、延期後の到達期限。以下同じ。）までに到達するよう一般書留、簡易書留、特定記録郵便、配達時間帯指定郵便若しくはレターパック又は持参のいずれかの方法により提出しなければならない。

2 前項の規定により入札書等を郵送するときは、内封筒に入札書等を封入し、封かんした上で、当該内封筒を外封筒に封入して郵送しなければならない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者が、郵便入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を郵送又は持参のいずれかの方法により提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の辞退は、認めないものとする。

(費用負担)

第7条 郵便入札の参加に係る費用は、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札書等の保管等)

第8条 管財課長は、入札書等が到達したときは、外封筒を開封して入札書等を封かんした内封筒を確認し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え、又は撤回することができない。

(開札)

第9条 郵便入札の開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札事務に関係のない職員（以下「立会人」という。）を立ち合わせ行うものとする。

2 入札参加者及びその代理人は、開札に立ち会うことができる。ただし、代理人については、委任状を提出しなければならない。

(入札書等の無効)

第10条 日高市契約規則（昭和39年規則第2号）第21条において準用する同規則第16条各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。

- (1) 第3条第3号の到達期限までに到達しない入札
- (2) 入札書等を封入した内封筒が開封され、又は封かんされていない入札
- (3) 入札書等必要とされた書類が同封されていない入札
- (4) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (5) 不正又は不誠実な行為による入札
- (6) その他入札の条件に違反した入札

(再度の入札)

第11条 第1回目の郵便入札において、予定価格の制限の範囲内の価格（最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格）で入札した者がいないときは、日時を指定し、おおむね7日以内に再度の入札を行うものとする。

2 前項の場合において、再度の入札を行う回数は1回とする。

3 開札の結果は、再度の入札が終了するまで公表しない。

4 再度の入札を行ってもなお落札者がいないときは、随意契約に移行することができる。

(くじによる落札者の決定)

第12条 開札の結果、落札となるべき価格と同一価格の入札が2以上あるときは、落札決定を保留した上で、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札を延期する場合等の措置)

第13条 市長は、郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により必要があると認めるときは、当該郵便入札を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

2 管財課長は、郵便入札の開札を延期するときは、指名通知で指定する入札書の到達期限までに到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとする。

(入札結果の通知)

第14条 郵便入札により落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に落札決定を通知するものとする。

(雑則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。